

瀬戸内市立国府小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

いじめに関する現状と課題

- いじめについては、どの学年、どのクラスでも起こりうるものとして捉え、日頃の児童の様子を見取りや教育相談などを行うことで未然防止や早期発見に努めている。そのため、昨年度は4件のいじめを発見することができた。互いにそれぞれ指導を行い、この内4件とも解消している。
- また、オンラインゲームやLINE、FacebookといったSNSの普及により、ネットによるトラブルが増える傾向にある。保護者やPTAとの情報交換や連携を図ったり、ネットモラルに関する授業を行ったりすることを通して早期発見や未然防止に努めていきたいと考えている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 【いじめの定義】** いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下「ネット」）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）
- いじめは自己肯定感、他者肯定感を高めることが重要であると考え、学級での居場所づくりを基本としながら異学年交流に重点をおいていじめの防止に努める。また、いじめ防止に向けた活動を「点」から「線」へと年間を通してつなげていく。そのために職員会議でそれぞれの取組の意義の共通理解を図る。
 - いじめの早期発見に向けて、今まで行ってきた年3回のいじめ実態把握アンケートと教育相談を大切にすると共に、毎日の児童との遊び、会話を大切にする学校づくりに努める。
 - いじめ問題が発生した場合、いじめ対策委員会を開き、学校全体で解決に向けての取組を実行する。重大事態が発生した場合は、校外メンバーも参加し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
- <重点となる取組>**
- 異学年交流を充実させ、上級生は下級生に感謝、頼りにされることで、自己肯定感、他者肯定感を高め、下級生はコミュニケーションの取り方を学ばせる。
 - 職員会議や職員連絡会（晚会）を通して、いじめ問題に関するそれぞれの取組が点で終わらず、線としてつなげられるよう教職員の意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明し、学校がいじめ問題への取組について、保護者の理解と協力を得る。また、ホームページにもアップすることで保護者や地域の理解を得るようにする。 学校支援地域ボランティアの協力を得て、児童の見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方についての啓発のため、参観授業と学級懇談会で話題にあげる。 	<p>い じ め 対 策 委 員 会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> 複数による状況の見立てを行い、可能な範囲で心理や福祉などの外部専門家等の参加を得て対応することにより、より効果的ないじめ問題の解決を図る。 <p><対策委員会の開催時期></p> <p>年3回開催（学期ごと、3回目は外部委員も参加）</p> <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <p>直後の職員会議で全教職員に通知。緊急の場合は臨時の晚会等で伝達</p> <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> 校外 SC（スクールカウンセラー）、学校評議員 SSW（スクールソーシャルワーカー） 校内 校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談・人権担当 関係職員 <p>全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内警察署 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 非行防止教室 定期的な情報交換 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内市いじめ問題対策連絡協議会 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> いじめに関する通報や相談を受け、第三者機関 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭 <p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援課 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 見守り児童の定期的報告 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> 教頭

学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの未然防止	<p>（生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己指導力の育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> お互いを思いやり、生命を大切にする態度や自他の人権を尊重する意識を育成するため、児童の実態に合わせて題材や資料等の内容を工夫しながら道徳教育や人権教育の充実を努める。また、人権に関わる学習や道徳の授業を参観日を利用して全学年実施し、保護者への啓発も図る。 （教職員の指導力の向上） 教職員へいじめ防止基本方針の周知徹底を図るとともに、いじめ問題に関する取組が年間を通して行えるよう啓発していく。また、重大事態が発生した場合の対応についての研修やいじめ防止に役立つ道徳研修を行う。 年1回、1学期中にコンサルテーション事業等、外部講師を招き、学級づくりやいじめ防止についての職員研修を行う。 （児童の主体的な参加による活動の促進） いじめについて考える週間にいじめ防止についての取組を全校で行い、人権意識の高揚を図る。 異学年交流として、にこにこ班遊び、ベア学年掃除、人権集会、1年生を迎える会、6年生を送る会等を充実させ、自己肯定感、他者肯定感が高められる取組を進める。 日頃の授業や係・当番、班活動などを通して、誰もが活躍できる機会や場を設定し、自己有用感や充実感が感じられる学級づくりを行う。 （ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成） ネット上のいじめを防止するために、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行うとともに、専門的な知識を持った業者や岡山県青少年サポートセンターの協力も得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性やいじめ等のトラブルへの対処法についての学習を行う。
②	早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の実態把握のアンケートを学期ごとに実施し、それに合わせて教育相談を行うことで、児童の生活の様子や人間関係を十分に把握し、いじめの早期発見を図る。休み時間には教職員が児童と遊んだり、会話したりすることに積極的に関わること、児童のささいな変化にも気付くよう努める。 （校内の相談体制の確立） 毎週木曜日の昼休みににこにこタイムを設定し、教員が相談室にいて、誰もが気軽に相談できるようにする。 教育相談担当が中心となって、児童とスクールカウンセラーをつなげ、心理的な不安を抱える児童の支援を行う。 （教職員による観察や情報共有） 毎週金曜日の晚会や職員会議などで気になる児童について教職員間で情報を共有できる場を確保する。また、よいところや頑張っているところの情報も共通理解することで、児童一人一人のよさを目を向け、積極的な生徒指導を行う。 （校外の相談機関等の周知） 市教育委員会内のいじめ相談窓口、県青少年総合相談センターや教育相談室などに設置している面談・電話・Eメールによる相談窓口、法務局の相談窓口等について、児童や保護者に対する周知や広報を継続して行う。 （学校への通報窓口） 担任、生徒指導担当
③	いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、児童から経緯を丁寧に聴き取り、速やかにいじめの事実の有無を行う。その際、じっくり時間を掛ける必要があるため、補習体制を整える。 アンケートで児童が「いじめを受けている・見たことがある」に○を付けていた場合は必ず、担任が確認する。アンケートと確認した内容はファイルで綴じて保管しておく。 保護者から連絡があった場合は、電話ではなく必ず保護者に来て事情を聞く。場合によっては複数で聞きに行く。 （いじめへの組織的な対応の検討） いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 軽度のいじめは校内メンバーで解決を図る。重大事態のいじめは校外メンバーも入れて問題の解決を図り、速やかに関係諸機関に連絡して対応する。 （いじめられた児童とその保護者への支援） いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童への指導とその保護者への助言） 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、必要に応じて外部の専門家等の協力を得て、組織的に対応していじめを止めさせるとともに、その再発を防止する措置をとる。いじめた児童に対しては、その児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す指導を行う。また、正確な情報を迅速に保護者へ伝え、事実に対する保護者の理解を促し、学校と保護者が連携して以後の対応を行えるよう保護者の協力を求める。 （いじめ解消の確認） 指導後に経過観察を行い、3か月間当該児童へのいじめが発生しておらず、本人やその保護者への面談等でいじめが無くなったことが確認できれば解消とする。 （重大事態への対処） いじめの重大事態については、岡山県いじめ問題対策基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により適切に対応する。